官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○予防接種法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働六）　二
〔法規的告示〕
○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続の届出をした政党その他の政治団体について、公職選挙法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があった件（総務一六）　二
○衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続の届出をした政党その他の政治団体について、公職選挙法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があった件（同一七）　二
○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件（同一八、二〇、二二、二四、二六）　二
○衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件（同一九、二一、二三、二五、二七）　三
○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出をした政党その他の政治団体について、公職選挙法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があった件（中央選挙管理会二）　四
○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件（同三～六）　四
○前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和八年度及び令和九年度における基礎財政安定化基金拠出率（厚生労働一二）　五
○前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和八年度における子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率（同一三）　五
〔その他告示〕
○皇居において天皇誕生日一般参賀を行う件（宮内庁二）　五
○衆議院名簿届出政党等が北関東選挙区及び東京都選挙区において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を定める件の全部を改正する件（中央選挙管理会七）　五
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務五）　六
○公証人法第八条の規定により公証人の職務を行わせる件の一部を改正する件（同六）　六
○公証人法第八条の規定により配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する認証に関する事務を行わせる件の一部を改正する件（同七）　六
○情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律第八条第一項の規定に基づく指定納付受託者の指定の件（厚生労働一四）　六
○保安林の指定をする件（農林水産五九～六六）　六
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令第六条第一項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件（同六七）　七
○高速自動車国道に関する件（国土交通二一六、二一七）　七
○土地区画整理事業の事業計画変更を認可した件（同二一八）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一七）　八
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一八～二〇）　八
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同二一、二二）　八
○都市計画に関する件（関東地方整備局三、四）　九
○都市計画に関する件（中部地方整備局七）　九
〔国会事項〕
内閣　九
〔人事異動〕
官庁事項　九
〔皇室事項〕
諸事項　九
〔官庁報告〕
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一〇
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配六）　一〇
〔公　告〕
官庁
公示送達関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一二
特殊法人等
企業年金基金変更関係　一四
会社その他

省　令

○厚生労働省令第六号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第九条の三の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

予防接種法施行規則の一部を改正する省令

予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 **第十七条**　第三条第一項の規定に基づき、市町村長が作成した臨時の予防接種に関する記録（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号。以下「改正法」という。）附則第十四条第一項の規定により法第六条第三項の規定により行われた予防接種とみなされた改正法第五条の規定による改正前の法附則第七条第一項の規定による予防接種に関するものに限る。）については、第三条第一項の規定にかかわらず、当該臨時の予防接種を行ったときから当該臨時の予防接種を受けた者が死亡した日の翌日から五年を経過する日又は当該臨時の予防接種を行った市町村長が改正法第六条の規定による改正後の法第二十三条第二項の規定に基づき当該臨時の予防接種の実施状況に関する情報の提供を行う日のうちいずれか遅い日までの期間保存しなければならない。	**附　則** （新設）

附　則

この省令は、令和八年二月一日から施行する。

法規的告示

○総務省告示第十六号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第七項の規定に基づき同法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の五第七項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

総務大臣　林　芳正

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名
令和八年一月二十六日	みんなでつくる党	東京都千代田区永田町二丁目九―六　十全ビル四〇五	大津　彩香

○総務省告示第十七号

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第七項の規定に基づき同法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の五第七項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

総務大臣　林　芳正

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名
令和七年八月一日	みんなでつくる党	東京都千代田区永田町二丁目九―六　十全ビル四〇五	大津　彩香

○総務省告示第十八号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における令和二年総務省告示第三百八十六号（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件）の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

総務大臣　林　芳正

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新	旧
令和七年九月十八日	国民民主党（こくみんみんしゅとう）	候補者となるべき者の選定を行う機関の名称	総務会	両院議員総会
		当該機関の構成員の選出方法	総務会長の他、代表、代表代行、副代表、幹事長、政務調査会長、選挙対策委員長、国会対策委員長、組織委員長、参議院議員会長、参議院幹事長、参議院国会対策委員長、その他代表が必要と判断して指名した者	党所属議員全員
		候補者となるべき者の選定の手続	選挙対策委員長の発議にもとづき総務会で決定	選挙対策委員長の発議にもとづき両院議員総会で決定

○総務省告示第十九号

衆議院比例代表選出議員の選挙における令和二年総務省告示第三百八十七号（衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件）の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

総務大臣　林　芳正

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	旧	新
令和七年九月十八日	国民民主党（こくみんみんしゅとう）	衆議院名簿登載者の選定を行う機関の名称	両院議員総会	党所属議員全員
		当該機関の構成員の選出方法	総務会長の他、代表、代表代行、副代表、幹事長、政務調査会長、選挙対策委員長、国会対策委員長、組織委員長、参議院議員会長、参議院幹事長、参議院議員会長、その他代表が必要と判断して指名した者	選挙対策委員長の発議にもとづき両院議員総会で決定
		候補者となるべき者の選定の手続	選挙対策委員長の発議にもとづき総務会で決定	選挙対策委員長の発議にもとづき両院議員総会で決定

○総務省告示第二十号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

総務大臣　林　芳正

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名	候補者となるべき者の選定を行う機関の名称	当該機関の構成員の選出方法	候補者となるべき者の選定の手続
令和七年九月二十六日	チームみらい	東京都港区南麻布二丁目八番二一号SNUG MINAMIAZABU三〇三	安野　貴博	選挙対策本部	党首の指名による	候補者となるべき者は、選挙対策本部が決定する

○総務省告示第二十一号

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

総務大臣　林　芳正

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名	衆議院名簿登載者の選定を行う機関の名称	当該機関の構成員の選出方法	衆議院名簿登載者の選定の手続
令和七年九月二十六日	チームみらい	東京都港区南麻布二丁目八番二一号SNUG MINAMIAZABU三〇三	安野　貴博	選挙対策本部	党首の指名による	衆議院名簿登載者及び順位は、選挙対策本部が決定する

○総務省告示第二十二号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成七年自治省告示第六号（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件）の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

総務大臣　林　芳正

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	旧	新
令和七年十月九日	自由民主党（じゆうみんしゅとう）	代表者の氏名	石破　茂	高市　早苗

○総務省告示第二十三号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成七年自治省告示第七号（衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件）の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

総務大臣　林　芳正

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	旧	新
令和七年十月九日	自由民主党（じゆうみんしゅとう）	代表者の氏名	石破　茂	高市　早苗

○総務省告示第二十四号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における令和八年総務省告示第二十号（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件）の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

総務大臣　林　芳正

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	旧	新
令和七年十月三十日	チームみらい	本部の所在地	東京都港区赤坂二丁目二一番五号	東京都港区南麻布二丁目八番二一号SNUG MINAMIAZABU三〇三

○総務省告示第二十五号

衆議院比例代表選出議員の選挙における令和八年総務省告示第二十一号（衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件）の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

総務大臣　林　芳正

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	旧	新
令和七年十月三十日	チームみらい	本部の所在地	東京都港区赤坂二丁目二一番五号	東京都港区南麻布二丁目八番二一号SNUG MINAMIAZABU三〇三

○総務省告示第二十六号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

総務大臣　林　芳正

届出年月日	令和八年一月二十六日
政党その他の政治団体の名称	本部の所在地
代表者の氏名	
候補者となるべき者の選定を行う機関の名称	東京都千代田区永田町一―一―一
当該機関の構成員の選出方法	山井　和則
両院議員総会による承認及び選出	常任幹事会

○総務省告示第二十七号

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

総務大臣　林　芳正

届出年月日	令和八年一月二十六日
政党その他の政治団体の名称	本部の所在地
代表者の氏名	
衆議院名簿登載者の選定を行う機関の名称	東京都千代田区永田町一―一―一
当該機関の構成員の選出方法	山井　和則
両院議員総会による承認及び選出	常任幹事会

○中央選挙管理会告示第二号

衆議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第八項の規定に基づき同法第八十六条の二第一項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の六第八項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

届出年月日	令和八年一月二十六日
政党その他の政治団体の名称	略称
本部の所在地	東京都千代田区永田町二丁目九―六　十全ビル四〇五
代表者の氏名	大津　彩香
令和七年八月一日	みんなでつくる党（みんなでつくるとう）
令和七年八月一日	みんつく

○中央選挙管理会告示第三号

衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について次のとおり届出があったので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第六項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

届出年月日	令和八年一月二十六日
政党その他の政治団体の名称	略称
本部の所在地	東京都港区南麻布二丁目八番二一号SNUG MINAMIAZABU三〇三
代表者の氏名	安野　貴博
令和七年八月一日	チームみらい
令和七年八月一日	みらい

○中央選挙管理会告示第四号

衆議院比例代表選出議員の選挙における令和七年中央選挙管理会告示第三号（衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件）の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

異動の届出年月日	令和七年九月九日	令和七年十月自由民主党（じゆうみんしゆとう）
異動の届出政党その他の政治団体の名称	旧	新
代表者の氏名	石破　茂	高市　早苗

○中央選挙管理会告示第五号

衆議院比例代表選出議員の選挙における令和八年中央選挙管理会告示第三号（衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件）の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

異動の届出年月日	令和七年十月三十日	チームみらい
異動の届出政党その他の政治団体の名称	旧	新
異動事項	本部の所在地	東京都港区赤坂二丁目二一番五号
	代表者の氏名	東京都港区南麻布二丁目八番二一号SNUG MINAMIAZABU三〇三

○中央選挙管理会告示第六号

衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について次のとおり届出があったので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第六項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十六日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

届出年月日	令和八年一月十六日	中道改革連合（ちゅうどうかいかくれんごう）
政党その他の政治団体の名称	略称	中道（ちゅうどう）
本部の所在地	東京都千代田区永田町一―一―一	
代表者の氏名	山井　和則	

○厚生労働省告示第十二号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第十九条第二項の規定に基づき、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和八年度及び令和九年度における基礎財政安定化基金拠出率を次のように定め、令和八年四月一日から適用し、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和六年度及び令和七年度における財政安定化基金拠出率（令和六年厚生労働省告示第二十七号）は、同年三月三十一日限り廃止する。

令和八年一月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和八年度及び令和九年度における基礎財政安定化基金拠出率

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和八年度及び令和九年度における基礎財政安定化基金拠出率は、十万分の三十八とする。

○厚生労働省告示第十三号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第十九条第三項の規定に基づき、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和八年度における子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年一月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和八年度における子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和八年度における子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率は、十万分の四とする。

その他告示

○宮内庁告示第二号

令和八年二月二十三日、皇居において、天皇誕生日一般参賀を次のとおり行う。

令和八年一月二十六日

宮内庁長官　黒田武一郎

一　参賀者は、午前九時三十分から同十一時二十分までは、正門から参入し、宮殿東庭において参賀の上、坂下門、桔梗門、大手門、平川門又は北桔橋門から退出する。また、午後零時三十分から同三時三十分までは、坂下門から参入し、宮内庁庁舎前の特設記帳所において、記帳の上、桔梗門、大手門、平川門又は北桔橋門から退出する。

二　参賀者の資格に制限はなく、服装は任意とする。

○

参賀行事を妨げ、又は他に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある者は、参入できない。

○中央選挙管理会告示第七号

衆議院名簿届出政党等が北関東選挙区及び東京都選挙区において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数（令和六年中央選挙管理会告示第二十四号）の全部を次のように改正する。

令和八年一月二十六日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

衆議院名簿届出政党等が北関東選挙区及び東京都選挙区において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第八項の規定に基づき、衆議院名簿届出政党等が北関東選挙区及び東京都選挙区において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数は、次の表の上欄に掲げる衆議院名簿登載者の数の区分に応じ、それぞれ同表に定める基幹放送事業者及び回数とする。

衆議院名簿登載者の数	北関東選挙区		東京都選挙区	
	基幹放送事業者の名称	回数	基幹放送事業者の名称	回数
一人から九人まで	株式会社テレビ東京	一	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社	一
十人から十八人まで	株式会社テレビ東京	二	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社 株式会社テレビ朝日	一
十九人から二十七人まで	株式会社テレビ東京	二	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社 株式会社テレビ朝日	一
二十八人以上	株式会社テレビ東京	三	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社 株式会社テレビ朝日	一 三

○法務省告示第五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年一月二十六日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属

杉山　正明

○法務省告示第六号

公証人法第八条の規定により公証人の職務を行わせる件（昭和三十三年法務省告示第三百三十八号）の一部を次のように改正し、令和八年二月一日から施行する。

令和八年一月二十六日

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［略］	［同上］
新潟地方法務局佐渡支局	長野地方法務局飯山支局 長野地方法務局大町支局 新潟地方法務局佐渡支局
［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○法務省告示第七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第八条の規定に基づき、公証人法第八条の規定により配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する認証に関する事務を行わせる件（令和六年三月十一日法務省告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十六日

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［略］	［同上］
長野地方法務局飯山支局 長野地方法務局木曽支局	長野地方法務局木曽支局
［略］	［同上］
長野地方法務局大町支局	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、令和八年二月一日から効力を生ずる。

○厚生労働省告示第十四号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第八条第一項に規定する指定納付受託者であって、同法第五条第一号に規定する方法による委託を受ける指定納付受託者を次のとおり指定したので、同法第八条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年一月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

名称	事務所の所在地	納付を委託することができる歳入等の種類	指定をした日	納付事務の開始の日
株式会社ＮＴＴデータ	東京都江東区豊洲三丁目三番三号	厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和六年厚生労働省令第百六号）別表の四の項及び五の項に掲げる歳入等	令和八年一月二十六日	令和八年一月二十六日

○農林水産省告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町大字松原字松原七〇、九九の一、四九八の一、五〇三の一、五〇九の一、五一〇、五一四、五八一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県府中市木野山町字角目北平小原奥一一〇七の一から一一〇七の三まで、字横谷山松林寺奥一〇六六一、一〇六六三、一〇六七〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び府中市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県府中市木野山町字市場山シヨウジガ段原一〇〇七六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び府中市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　高知県安芸市井ノ口字森乙三七七六の一、乙三七七七の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字森乙三七七六の一・乙三七七七の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　高知県土佐清水市浦尻字ツル井山四二一の八、字穴ケ谷山四二二の三、四二二の四、四二二の一〇、四二二の一一、四二二の二三、四二二の二四、四二二の二九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町影野字薮ケ谷山七一一の一、七一二、七一三、七一四の一、七一四の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字薮ケ谷山七一一の一・七一二・七一四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　高知県幡多郡三原村下切字長田平山八六九の七（次の図に示す部分に限る。）、八六九の一九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び三原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　高知県土佐市家俊字音丸二二八三の二、二二八三のイ、二二八四、二二八五、二二七の二、二二八七のイ、二二八八、二二八九の一、二二八九の二、二二九〇、字原二二九一のイ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字音丸二二八三のイ・二二八七の二・二二九〇・字原二二九一のイ（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び土佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十七号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令第六条第一項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一～百八十六　（略） 百八十七　種子島森林組合　鹿児島県西之表市西之表八千九百十三番地三　平成十七年七月	一～百八十六　（略） 百八十七　種子島森林組合　鹿児島県西之表市西之表六千八百六十一番地四　平成十七年七月
百八十八～二百二十七　（略） 二百二十八　蒲郡漁業協同組合　愛知県蒲郡市形原町港町百五十六番地　平成十八年四月	百八十八～二百二十七　（略） 二百二十八　蒲郡漁業協同組合　愛知県蒲郡市西浦町前浜六番地　平成十八年四月
二百二十九～三百五十九　（略） 三百六十　都賀町土地改良区　栃木県栃木市都賀町原宿五百三十七番地一　平成二十一年一月	二百二十九～三百五十九　（略） 三百六十　都賀町土地改良区　栃木県下都賀郡都賀町大字家中五千九百七十六番地一　平成二十一年一月
三百六十一～四百七十九　（略） 四百八十　由利本荘市土地改良区　秋田県由利本荘市西目町沼田字新道下二―五百三十五　平成二十七年四月	三百六十一～四百七十九　（略） 四百八十　由利本荘市土地改良区　秋田県由利本荘市上大野十六番地　平成二十七年四月
四百八十一～五百　（略） 五百一　一般社団法人群馬県農業会議　群馬県前橋市亀里町千三百十番地　平成二十八年四月	四百八十一～五百　（略） 五百一　一般社団法人群馬県農業会議　群馬県前橋市大渡町一丁目十番七号　平成二十八年四月
五百二～五百二十七　（略） 五百二十八　一般社団法人岡山県農業会議　岡山県岡山市中区平井七丁目九番二十三号　平成二十八年四月	五百二～五百二十七　（略） 五百二十八　一般社団法人岡山県農業会議　岡山県岡山市北区磨屋町九番十八号　平成二十八年四月
五百二十九～六百八十九　（略） 六百八十九の二　株式会社ＪＡふるさと福祉会　秋田県横手市平鹿町醍醐字道中後二十八番地一　令和六年四月	五百二十九～六百八十九　（略） （新設）
六百九十～七百七　（略） 七百八　宇城市土地改良区　熊本県宇城市不知火町高良二千二百七十三番地一　令和七年八月	六百九十～七百七　（略） （新設）

○国土交通省告示第二百十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月二十六日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　東北横断自動車道釜石秋田線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
横手市山内土渕字石名坂四六番から同市山内土渕字皿木上段六六番まで	前	最大　三九 最小　三九	一一四
	後	最大　六四 最小　三九	

○国土交通省告示第二百十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月二十六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　関越自動車道新潟線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
坂戸市大字中里字大畑九七番一から同市大字中里字大畑九一番一地先まで	前	最大 五一 最小 三五	一〇〇
	後	最大 五一 最小 三五	

○国土交通省告示第二百十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第六回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年一月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成二十五年一月二十四日から令和十二年三月三十一日まで

三　施行地区　東京都昭島市福島町、築地町、中神町及び立川市泉町の各一部

四　土地区画整理事業の名称　昭島都市計画事業及び立川都市計画事業立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業

五　事務所の所在地　東京都新宿区西新宿六丁目五番一号

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成二十五年一月二十四日

七　事業計画の変更（第六回）の認可の年月日　令和八年一月二十六日

○防衛省告示第十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月二十六日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年二月一日から同年三月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇、四八〇メートル以下までの間

(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三一度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(キ)　北緯三一度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(ク)　北緯三一度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施機関　自衛艦九隻、航空機五機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十八号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月二十六日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年二月一日から同年三月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(イ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

実施機関　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十九号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月二十六日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年二月一日から同年三月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

実施機関　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十一号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月二十六日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年二月一日から同年三月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒、東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を前記中心点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

(ア)　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒

(イ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒

(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒

(エ)　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒

(オ)　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十二号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月二十六日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年二月一日から同年三月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒

(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒

(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年省告示第千六十七号秋多都市計画河川事業第一号平井川

三　事業施行期間　自平成二年五月十日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第二百二十五号八王子都市計画河川事業第三号谷地川

三　事業施行期間　自平成二十一年四月二十日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月二十六日

中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年中部地方整備局告示第百二十三号知多都市計画都市高速鉄道事業東海旅客鉄道武豊線

三　事業施行期間　自平成二十八年十一月二十九日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

報告書受領

一月二十二日国と地方の協議の場議長木原稔から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（令和七年度第三回）における協議の概要に関する報告書

議事日程

一月二十三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号

令和八年一月二十三日（金曜日）

午後一時開議

第一　議席の指定

参議院

議事日程

一月二十三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号

令和八年一月二十三日（金曜日）

午前十時開議

第一　議席の指定

報告書受領

一月二十二日国と地方の協議の場議長から、国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（令和七年度第三回）における協議の概要に関する報告書を受領した。

人事異動

内閣

特命全権大使　大矢　洋一

同　鈴木　哲　同　小野村拓志

願に依り本官を免ずる（各通）（一月二十日）

○財務大臣臨時代理解職　国務大臣　上野賢一郎

財務大臣片山さつき帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　上野賢一郎

内閣府特命担当大臣片山さつき帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を免ずる（以上一月二十一日）

国務大臣　林　芳正

デジタル大臣松本尚帰朝につきデジタル大臣事務代理を免ずる

同　林　芳正

内閣府特命担当大臣松本尚帰朝につき内閣府特命担当大臣（サイバー安全保障）事務代理を免ずる（以上一月二十二日）

皇室事項

信任状捧呈式

一月二十一日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在ウクライナ特命全権大使ユーリ・ルトヴィノフの信任状捧呈式を行われた。

一月二十一日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在大韓民国特命全権大使李赫(リ・ヒョク)の信任状捧呈式を行われた。

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十六日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
臼杵市野津町大字清水原字前田二〇〇九番二から同市野津町大字泊字前津留三六九番二まで	

(四) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日

令和八年一月二十七日

(七) 図面縦覧場所

九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公 示 催 告

失踪に関する届出の催告

破産手続における包括的禁止命令

破産手続における保全管理命令

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１３号
金沢市進和町19番地２
清算株式会社　株式会社ＭＦ
代表清算人　福島　照夫
１　決定年月日　令和８年１月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
金沢地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１４号
金沢市進和町19番地２
清算株式会社　株式会社ＭＰ
代表清算人　福島　照夫
１　決定年月日　令和８年１月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
金沢地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１２号
長野県塩尻市大字片丘8501番地32
清算株式会社　ソヤノウッドパワー株式会社
代表清算人　伊藤　　毅
１　決定年月日　令和８年１月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所松本支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０４４号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号
清算株式会社　ＣＨ株式会社
１　決定年月日　令和８年１月13日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０８３号
東京都中央区日本橋２丁目１番14号　日本橋加藤ビルディング６階弁護士法人ＰＬＡＺＡ総合法律事務所内
清算株式会社　南三条管財株式会社
代表清算人　小幡　朋弘
１　決定年月日　令和８年１月13日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　定義
本協定で使用する下記の用語は、以下の意味を有するものとする。
記
⑴　「清算株式会社」とは、南三条管財株式会社を意味する。
⑵　「協定債権者」とは、別紙「協定債権弁済計画表」の「対象債権者名」欄に記載された各債権者を意味する。
⑶　「認可決定確定日」とは、本協定の認可の決定の確定日を意味する。
２　協定債権の弁済の場所等
清算株式会社による協定債権者への協定債権の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に対して振り込む方法により行なう。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　端数処理
弁済額の計算において生ずる１円未満の端数金額は四捨五入する。
４　利息及び遅延損害金
本協定の定めによる協定債権者への弁済にかかる利息及び遅延損害金は免除する。
第２　個別条項
１　清算株式会社は、協定債権者に対し、認可決定確定日から１か月以内に、協定債権額の6.40125322678927％の金員を弁済する。
２　協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、認可決定確定日に、協定債権者の各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権者の各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

再生計画認可

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲は効力発生日をもって、商号をＮＯＫ東北株式会社に変更いたします。
また、会社法第七八五条第一項・第七九七条第一項に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間にその旨および株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十一日
掲載頁　七十三頁（号外第一二九号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二日
掲載頁　一二六頁（号外第一五一号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　七十一頁（号外第一四三号）

（丁）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十一日
掲載頁　六十二頁（号外第一二九号）

（戊）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　六十一頁（号外第一四三号）

（己）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二日
掲載頁　一五二頁（号外第一五一号）

令和八年一月二十六日
福島県二本松市宮戸三〇番地
（甲）二本松ＮＯＫ株式会社
代表取締役　菅澤　祐一
福島県岩瀬郡天栄村大字飯豊字大山一〇番地の二五四
（乙）ＴＳＫ株式会社
代表取締役　瀧戸　雅章
福島県田村郡三春町深作二〇番地の一
（丙）三春工業株式会社
代表取締役　荒井清三郎
宮城県加美郡加美町宮崎字屋敷四番一一番地
（丁）宮城ＮＯＫ株式会社
代表取締役　鈴木　茂
福島県耶麻郡猪苗代町大字磐根字中曽根二四二二番地三七
（戊）東北シール工業株式会社
代表取締役　河野　晃
宮城県遠田郡涌谷町小里字守五三番地の二
（己）ＮＯＫメタル株式会社
代表取締役　鈴木　知信

企業年金基金変更公告

ゆうきん企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のとおり公告する。
１．新事務所の所在地　東京都千代田区岩本町二丁目８番８号
２．旧事務所の所在地　東京都台東区台東一丁目24番９号
３．変更年月日　令和８年１月24日
令和８年１月26日　ゆうきん企業年金基金
理事長　武田　幸久

会社その他の公告

合併公告

株主及び債権者各位
左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊及び己の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊及び己は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は令和八年四月一日であり、六社の株主総会の承認決議は令和八年一月二十一日に終了しております。
効力発生日は令和八年四月一日であり、三社の株主総会の承認決議は令和八年一月二十一日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲は効力発生日をもって、商号をＮＯＫ北関東株式会社に変更いたします。
また、会社法第七八五条第一項・第七九七条第一項に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間にその旨および株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月四日
掲載頁　三十五頁（号外第一五四号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月一日
掲載頁　七十頁（号外第一五〇号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三十一日
掲載頁　一六五頁（号外第一七五号）

令和八年一月二十六日
茨城県北茨城市磯原町磯原一二一二―一
（甲）磯原ウレタン工業株式会社
代表取締役　河上　太
長野県北佐久郡立科町大字塩沢字新林一八八四番地一
（乙）イツシン工業株式会社
代表取締役　生川　秀樹
福島県本宮市白岩字埋内一七八番地五
（丙）神奈川精機株式会社
代表取締役　岩本　忠男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年三月一日です。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年一月二十六日
群馬県伊勢崎市太田町一二〇五番地二一
ロイヤルコート一〇四
（甲）株式会社ｆｅｌｔ　ｓｅｎｓｅ
代表取締役　髙橋　祐輔
群馬県佐波郡玉村町大字板井一〇六〇番地五
（乙）有限会社介護ステーション中里
取締役　髙橋　祐輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊、己及び庚の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊、己及び庚は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十五日
掲載頁　一一五頁（号外第八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十五日
掲載頁　一一五頁（号外第八号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十五日
掲載頁　一一六頁（号外第八号）

（丁）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十五日
掲載頁　一一六頁（号外第八号）

（戊）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十五日
掲載頁　一一六頁（号外第八号）

（己）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十五日
掲載頁　一一七頁（号外第八号）

（庚）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十五日
掲載頁　一一七頁（号外第八号）

令和八年一月二十六日
埼玉県川越市大字下赤坂七三六番地二
（甲）株式会社新和製作所
代表取締役　山崎　康成
埼玉県川越市大字下赤坂七三六番地二
（乙）ムサシパッケージ株式会社
代表取締役　山崎　康成
埼玉県ふじみ野市亀久保一六六六番地
（丙）株式会社関東合紙
代表取締役　山崎　康成
埼玉県ふじみ野市亀久保一六六六番地
（丁）株式会社平成紙工
代表取締役　山崎　康成
埼玉県川越市下赤坂七三六番地二
（戊）株式会社シンワ製版印刷
代表取締役　山崎　康成
埼玉県川越市下赤坂七三六番地二
（己）杉並紙業株式会社
代表取締役　山崎　康成
埼玉県川越市下赤坂七三六番地二
（庚）株式会社フォレストコーポレーション
代表取締役　山崎　康成

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月二十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月四日
掲載頁　五十七頁（号外第一五四号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三日
掲載頁　三十七頁（号外第一五二号）

令和八年一月二十六日
東京都品川区上大崎四丁目五番三七号
（甲）古河電池販売株式会社
代表取締役　酒井　俊明
新潟県新潟市中央区山二ツ一丁目二番一〇号
（乙）新潟古河バッテリー株式会社
代表取締役　平澤　令晴

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十二月一日
掲載頁　五十八頁（号外第二六三号）

令和八年一月二十六日
東京都港区赤坂一丁目八番一号
（甲）ベリタステクノロジーズ合同会社
代表社員　コヒシティ・ネザーランズ・ビーヴィー
職務執行者　ステファニー・チェン
東京都港区赤坂一丁目八番一号
（乙）Cohesity Japan株式会社
代表取締役　デオン・アーサー・ボールズ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）http://www.asa-epn.jp/ir/00001576/4j7t/

令和八年一月二十六日
東京都千代田区大手町一丁目九番二号
（甲）ＭＳＤ企業投資Ｃ号株式会社
代表取締役　**廣**岡　諒介
山口県下関市大字石原一六八番地一六
（乙）株式会社山口情報処理サービスセンター
代表取締役　中島　弘貴

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月六日
掲載頁　二十八頁（号外第二号）

令和八年一月二十六日
東京都港区芝浦一丁目三番三号
（甲）株式会社ソルコム
代表取締役　清水　達雄
東京都港区芝浦一丁目三番三号
（乙）ソルコムホールディングス株式会社
代表取締役　大熊　弘明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月二十一日
掲載頁　七十二頁（号外第二三四号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年一月二十六日
東京都港区虎ノ門五丁目一番四号
（甲）ビー・エックス・ジェイ・イー・ツー・ホールディング株式会社
代表取締役　坂本　篤彦
東京都港区六本木六丁目一〇番一号
（乙）テクノプロ・ホールディングス株式会社　代表取締役　嶋岡　学

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十二日
掲載頁　一七七頁（号外第一六七号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十二日
掲載頁　一八一頁（号外第一六七号）

（丁）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十二日
掲載頁　一八一頁（号外第一六七号）

令和八年一月二十六日
東京都中央区日本橋兜町一七番一号本橋ロイヤルプラザ七〇六号
（乙）合同会社八葉都市開発
代表社員　木村　章展

合併公告

左記会社は合併して甲は乙丙丁の権利義務全部を承継して存続し乙丙丁は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年一月二十六日
東京都中央区銀座七丁目一三番六号サガミビル二階
（甲）合同会社大和都市開発ＡＡ
代表社員　木村　章展

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年一月十六日
掲載頁　三十二頁

令和八年一月二十六日
東京都港区虎ノ門一丁目三番一号
（甲）株式会社ＧＪ２
代表取締役　諸江　佳樹
東京都葛飾区立石二丁目一一番六号
（乙）株式会社千代の一番
代表取締役　加藤　智治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月二十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十九日
掲載頁　二十九頁（号外第十一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十九日
掲載頁　三十頁（号外第十一号）

令和八年一月二十六日
東京都千代田区内神田一丁目一八番一号
（甲）株式会社マネット
代表取締役　松永　裕之
東京都目黒区南二丁目一四番一四号
（乙）株式会社セーフテック
代表取締役　松永　裕之

合併公告

株主及び債権者各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月二十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲は効力発生日をもって、商号をＮＯＫ静岡株式会社に変更いたします。

また、会社法第七八五条第一項・第七九七条第一項に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間にその旨および株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://kikugawa-seal.com/

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三十日

掲載頁　一〇九頁（号外第一七四号）

令和八年一月二十六日

静岡県菊川市加茂一二五七番地

（甲）菊川シール工業株式会社

代表取締役　原　顕司

静岡県牧之原市地頭方五九四番地一

（乙）株式会社エム・ワイ・ケー

代表取締役　猿渡　考

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月一日

掲載頁　六十一頁（号外第二六三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月一日

掲載頁　五十九頁（号外第二六三号）

令和八年一月二十六日

静岡県富士市依田橋二六〇番地の一

（甲）山一運輸倉庫株式会社

代表取締役　圓谷　正文

静岡県富士市大野新田二四四番地の一

（乙）愛鷹自動車工業株式会社

代表取締役　圓谷　正文

合併公告

左記会社は合併して甲は乙および丙の権利義務全部を承継して存続し、乙および丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.faith.co.jp/ir/koukoku/

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月八日

掲載頁　六十頁（号外第四号）

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月十四日

掲載頁　九十五頁（号外第七号）

令和八年一月二十六日

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町五六六―一井門明治安田生命ビル

（甲）株式会社フェイス

代表取締役　佐藤　俊介

東京都港区南青山六丁目一〇番一二号

（乙）株式会社フェイスフューチャーファンド

代表取締役　寺井千佳代（鈴木千佳代）

東京都港区南青山六丁目一〇番一二号

（丙）株式会社フェイス・プロパティー

代表取締役　中西　正人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　五十一頁（号外第一四一号）

（乙）清算株式会社です。

令和八年一月二十六日

大阪府吹田市芳野町一八番二三号

（甲）昭和化工株式会社

代表取締役　小椋浩之介

大阪府東大阪市稲田新町三丁目四番一一号

（乙）村上給食株式会社

代表清算人　小椋浩之介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　十三頁

令和八年一月二十六日

兵庫県西宮市西宮浜三丁目二九番

（甲）株式会社レックス

代表取締役　加藤　信幸

東京都港区浜松町二丁目四番一号

（乙）合同会社ビーエス１

代表社員　一般社団法人イーエス

職務執行者　丸山　大輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一一七頁（号外第一四六号）

令和八年一月二十六日

兵庫県加古郡播磨町新島八番地

（甲）川重ファシリテック株式会社

代表取締役　服部　正雄

神戸市長田区川西通二丁目四番地

（乙）川崎エンジニアリング株式会社

代表取締役　中野　隆志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月一日

掲載頁　六十二頁（号外第二六三号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十六日

奈良県天理市上総町三〇〇番地三

（甲）丸嶋運送株式会社

代表取締役　岡田　浩

奈良県天理市上総町三〇〇番地三

（乙）有限会社マルシマサービス

代表取締役　岡田　浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年一月十四日
掲載頁　七頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年一月十四日
掲載頁　七頁

令和八年一月二十六日
山口県光市島田二丁目二三番一〇号
（甲）株式会社ファノス
代表取締役　河野正太郎
山口県光市島田二丁目二三番一〇号
（乙）末延建設株式会社
代表取締役　河野正太郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　毎日新聞
掲載の日付　令和八年一月十三日
掲載頁　十七頁
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十六日
香川県高松市国分寺町新名七二番地三
（甲）株式会社タニモト
代表取締役　橋本　英治
香川県高松市一宮町二五九番地二
（乙）有限会社壽屋高松
代表取締役　橋本　英治

合併公告

株主及び債権者各位

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊及び己の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙、丁、戊、及び己は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、六社の株主総会の承認決議は令和八年一月二十一日に終了しております。

なお、甲は効力発生日をもって、商号をＮＯＫ九州株式会社に変更いたします。

また、会社法第七八五条第一項・第七九七条第一項に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間にその旨および株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二十九日
掲載頁　七十一頁（号外第一七二号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十三日
掲載頁　九十六頁（号外第一三一号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月三日
掲載頁　四十頁（号外第一五二号）
（丁）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月三日
掲載頁　四十一頁（号外第一五二号）
（戊）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月七日
掲載頁　八十七頁（号外第一五五号）
（己）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　九十八頁（号外第一三八号）

令和八年一月二十六日
佐賀県嬉野市塩田町大字久間丙四六四六番地一二
（甲）佐賀ＮＯＫ株式会社
代表取締役　中山　浩孝
熊本県阿蘇市一の宮町坂梨二四四九番地の一
（乙）熊本ＮＯＫ株式会社
代表取締役　藤原　義博
熊本県阿蘇市役犬原一三三九番地
（丙）阿蘇ＮＯＫ株式会社
代表取締役　新原　隆宏
大分県玖珠郡九重町大字栗野五九番地の一
（丁）玖珠ＮＯＫ株式会社
代表取締役　岩下　光博
宮崎県日南市北郡町郷之原乙三六七一番地一
（戊）日南ＮＯＫ株式会社
代表取締役　平川　勇一
福岡県嘉麻市大隈町一六五一番地
（己）ＮＯＫエラストマー株式会社
代表取締役　小宮　英治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和八年二月二十六日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　六十五頁（号外第一四六号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　六十五頁（号外第一四六号）

令和八年一月二十六日
沖縄県那覇市久茂地一丁目一番一号
（甲）株式会社リウボウインダストリー
代表取締役　親川　純
沖縄県那覇市久茂地一丁目一番一号
（乙）株式会社流通アシスト
代表取締役　親川　純

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社間瀬コンサルタント（乙、東京都世田谷区喜多見九丁目四番七号）の不動産管理事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十一月二十五日
掲載頁　七十五頁（号外第二五七号）

令和八年一月二十六日
東京都狛江市岩戸北三丁目一六番一五号
株式会社ＭＣＫホールディングス
代表取締役　間瀬　友裕

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＪＥＴ販売に係る事業、空調設備洗浄及び定期点検に係る事業並びに電気工事事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　十八頁

令和八年一月二十六日
東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目一三番六号
（甲）株式会社エコテクソリューション
代表取締役　三冨　俊和
東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目一三番六号
（乙）エコテクソリューション株式会社
代表取締役　三冨　俊和

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙がデータ分析コンサルティング業（ただし、債権管理回収業務は含まれないものとする。）に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月二十八日
掲載頁　一五一頁（号外第一一七号）

令和八年一月二十六日
東京都千代田区神田錦町一丁目一番地
（甲）イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役　深山　友晴
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目三番地
（乙）エー・シー・エス債権管理回収株式会社
代表取締役　松山　正弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＵＱ ＷｉＭＡＸのＭＶＮＥ事業及びＵＱ ｍｏｂｉｌｅの代理店事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月四日

掲載頁　六十六頁（号外第一七七号）

令和八年一月二十六日

東京都豊島区西池袋一丁目四番一〇号

（甲）株式会社ネットワークコンサルティング　代表取締役　渡邊　裕樹

東京都豊島区西池袋一丁目四番一〇号

（乙）株式会社シンク

代表取締役　三木田のどか

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の建設業界向け人材紹介サービス及び人材派遣サービスの提供その他の建設業界向け人材サービス業以外の一切の事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年一月二十六日

大阪市北区太融寺町五番一五号梅田イーストビル二階・三階

（甲）株式会社トライトキャリア

代表取締役　齋藤　玄太

大阪市北区曽根崎二丁目一二番七号

（乙）株式会社トライト

代表取締役　錦織　騎正

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の経営管理事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月九日

掲載頁　九十三頁（号外第二六九号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十六日

香川県丸亀市天満町二丁目一番一一号

（甲）株式会社ウチダホールディングス

代表取締役　内田　浩二

香川県丸亀市垂水町三〇〇一番地の二

（乙）株式会社エコ・プロ

代表取締役　内田　浩二

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社萬藤（東京都台東区西浅草一丁目四番二号）に対して当社の食品卸売事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。なお、当社は令和八年三月二日付で株式会社柏桜へ商号変更する予定です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月十四日

掲載頁　九十五頁（号外第七号）

令和八年一月二十六日

東京都台東区西浅草一丁目四番二号

株式会社萬藤

代表取締役　蔀　浩之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日

札幌市中央区北六条西十八丁目五番地七

合同会社ブロードヒル

代表社員　廣岡　裕子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日

埼玉県所沢市大字北秋津四一〇番地の二

合同会社リベラキャリア

代表社員　尾形比呂和

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆ＥＢＬＤ．七階　合同会社ＭＩＹＡ

代表社員　宮　利之

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、組織変更後の商号は株式会社丸勤食販とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日

東京都足立区千住橋戸町五〇番地

丸勤食販企業組合

代表理事　岩崎　一久

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月五日であり、組織変更後の商号は、株式会社エーワンコネクトとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日

東京都台東区千束二丁目八番四号

合同会社アレックス

代表社員　澤　知樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目一―三―三階

合同会社Life Vision Design

代表社員　人見　幸男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日

東京都渋谷区南平台二―六南平台ヒルス三〇一　ＧＯＯＤ　ＳＰＡＣＥ合同会社

代表社員　木村　玄象

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日

東京都渋谷区幡ヶ谷三丁目三九番一二号渋谷ウェストビル一階

合同会社ｍｉｎｉｖａｌ

代表社員　庄司　輝拓

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月二十五日であり、組織変更後の商号は株式会社Art&Artsとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日

東京都板橋区舟渡一―一五―一七エステル浮間公園一階

合同会社Art&Arts

代表社員　山崎聡一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日

東京都新宿区北新宿三丁目一〇番一〇号四〇九

合同会社ＴＨＡＮＨ　ＤＯ

代表社員　南　彩

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日

愛知県一宮市大宮一丁目八番一五号

合同会社ＴＹ＆Ｈ

代表社員　則武　博子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日

京都市中京区御池通東洞院東入笹屋町四三六番地永和御池ビル六〇六号

YTS voice academy合同会社

代表社員　光本　恭子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＦｒｅｅＳｔｙｌｅとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日

鳥取県境港市竹内町三七五番地二

合同会社ＦｒｅｅＳｔｙｌｅ

代表社員　染谷　卓哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日

広島市中区中町五番二三号ステラパッソ二〇一号

合同会社ａｉｄｅ

代表社員　中野　翔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、組織変更後の商号は株式会社望美堂とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日

福岡県福岡市中央区天神二丁目三番一〇号

天神パインクレスト七一九号

合同会社望美堂

代表社員　水流　理

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日

熊本県玉名市小浜五六七番地

小浜あぐり合同会社

代表社員　坂本　正信

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年一月二十三日

掲載頁　二頁

令和八年一月二十六日

秋田県仙北市田沢湖生保内字駒ケ岳二番地の三二

秋田共栄観光株式会社

代表取締役　山本　俊祐

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日

栃木県栃木市藤岡町緑川二番地二

合同会社ＪＡＰＡＮ　ＴＲＡＤＥＲＳ

代表社員　株式会社ＫＩＮＧ　ＥＮＴＥＲＰＲＩＳＥＳ

職務執行者　ミル・モハマド・グフラン

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億六百万円減少させ、八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月十五日

掲載頁　一一五頁（号外第八号）

令和八年一月二十六日

埼玉県川越市大字下赤坂七三六番地二

株式会社新和製作所

代表取締役　山崎　康成

資本金の額の減少公告

当社は、令和八年一月八日開催の臨時株主総会において資本金二億五千万円全額を減少し、資本準備金に組み入れることを決議したので、この決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和八年二月二十六日までにお申し出下さい。

尚、当社は右記臨時株主総会において、右資本減少の効力発生日に増資の効力を生ずる新株式発行決議をしたので、資本金は一億円のままで変更はありません。

尚、当社の最終の貸借対照表は、次の通り公告しています。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月二十五日

掲載頁　一六六頁（号外第一九一号）

令和八年一月二十六日

東京都港区芝大門二丁目五番一号アルテビル芝大門四階

株式会社辻信太郎記念館

代表取締役　辻　信太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九十一万二千五百円減少させ、八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月十五日

掲載頁　一一八頁（号外第八号）

令和八年一月二十六日

東京都港区芝二丁目一番二八号

株式会社立体造形工房

代表取締役　志賀　謙太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億五千四百十万五百十一円減少し三億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年一月二十六日

東京都渋谷区渋谷二丁目一番一号

ＳＢＩ　ＦｉｎＴｅｃｈ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ株式会社

代表取締役　金子　雄一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十六日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

エムキャップ二十一号株式会社

代表取締役　市原　康隆

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千九百一万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十六日

東京都目黒区自由が丘二―一六―一二ＲＪ三

ＧＰバイアウトＹ株式会社

代表取締役　古川　徳厚

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十一日

掲載頁　七十二頁（号外第二三四号）

令和八年一月二十六日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

ビー・エックス・ジェイ・イー・ツー・ホールディング株式会社

代表取締役　坂本　篤彦

資本金の額の減少公告

当社は、社員の退社により資本金の額を百万円減少することにいたしました。

また、今回の退社に伴う持分払戻額六十九億五千六百八万二千円のうち、会社法第六三五条に定める剰余金額を超える額は十億四千五百二十七万六千四百三十四円となります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日

東京都港区海岸一丁目五番二〇号

群馬安中太陽光発電合同会社

代表社員　プロミネットパワー株式会社

職務執行者　伊藤　英臣

資本金の額の減少公告

当社は、社員の退社により資本金の額を百万円減少することにいたしました。

また、今回の退社に伴う持分払戻額三十六億六千九百十万円のうち、会社法第六三五条に定める剰余金額を超える額は二十億四百二十七万八千百九円となります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日

東京都港区海岸一丁目五番二〇号

栃木市貝太陽光発電合同会社

代表社員　プロミネットパワー株式会社

職務執行者　伊藤　英臣

資本金の額の減少公告

当社は、社員の退社により資本金の額を百万円減少することにいたしました。

また、今回の退社に伴う持分払戻額十九億三千三百九十八万四千円のうち、会社法第六三五条に定める剰余金額を超える額は五億二千百七十三万一千七百四十円となります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日

東京都港区海岸一丁目五番二〇号

山口由宇太陽光発電合同会社

代表社員　プロミネットパワー株式会社

職務執行者　伊藤　英臣

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二日

掲載頁　一三六頁（号外第一五一号）

令和八年一月二十六日

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号

日本テクトシステムズ株式会社

代表取締役　生田目知之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千四百九十九万九千九百十三円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十八日であり、株主総会の決議は、令和八年一月二十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十日

掲載頁　六十一頁（号外第一二七号）

令和八年一月二十六日

名古屋市中区栄三丁目七番一三号コスモ栄ビル七階

株式会社アラカン

代表取締役　田中　一栄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日

愛知県愛知郡東郷町和合ヶ丘二丁目二二番地二〇

オフィスＡＹ合同会社

代表社員　山田　晃

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　一五七頁（号外第一三九号）

令和八年一月二十六日

兵庫県尼崎市潮江一丁目二番六号

アイチップス・テクノロジー株式会社

代表取締役　柳井　明弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千四百四十九万五千六百八十五円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十七日であり、株主総会の決議は、令和八年一月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月十一日

掲載頁　五十八頁（号外第二〇五号）

令和八年一月二十六日

兵庫県淡路市久留麻一九〇七番地

株式会社Ｐａｓｏｎａ　Ｒｅｓｏｒｔ

代表取締役　大日向由香里

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千八百八万七千六百二十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月十九日

掲載頁　二十六頁（号外第十一号）

令和八年一月二十六日

福岡市博多区中洲五丁目三番八号

Ｆ．ＭＥＤ株式会社

代表取締役　下村　景太

資本金の額の減少公告

当社は、令和八年一月八日開催の臨時株主総会において、資本金の額を二千万円から一千二百万円減少し八百万円とすることを決議いたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十六日

長崎県佐世保市大塔町一九七七番地一

有限会社野中建設

取締役　野中　和彦

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五十三億一千四百四十八万八百三十九円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十二月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

令和八年一月二十六日

東京都中央区銀座六丁目一〇番一号ＧＩＮＺＡＳＩＸ一〇階

株式会社プレイド

代表取締役　倉橋　健太

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月一日を効力発生日とする丸中鍛工株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十三日

掲載頁　九十頁（号外第二五〇号）

令和八年一月二十六日

愛知県安城市桜町一二番二四号

株式会社まるなか

代表取締役　磯貝　廣治

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億千三百三十六万七百七十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　愛知県清須市において発行する毎日新聞

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　二十九頁

令和八年一月二十六日

愛知県清須市西枇杷島町古城一丁目一七番地七

チハラ精機株式会社

代表取締役　鈴木　章

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三十四億三千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　一二八頁（号外第一四三号）

令和八年一月二十六日

岡山県倉敷市連島町鶴新田二六七〇番地

リンテックス株式会社

代表取締役　小松　健

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年二月二十八日午前零時を効力発生日とする株式会社エコ・プロとの株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月九日
掲載頁　九十三頁（号外第二六九号）
令和八年一月二十六日
香川県丸亀市天満町二丁目一番一一号
株式会社ウチダホールディングス
代表取締役　内田　浩二

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億一千五百六十六万八千五十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　一五六頁（号外第一四四号）
令和八年一月二十六日
福岡市博多区堅粕二丁目二二番二号
ＪＲ九州バス株式会社
代表取締役　野田　和成

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を一億六千六百四十九万八千八百三十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月二十九日
掲載頁　二頁
令和八年一月二十六日
群馬県高崎市飯塚町一七三三番地の一
株式会社ＯＳＡＪＩ
代表取締役　茂田　正和

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億一六七三万五四六七円、資本準備金の額を一億八六五三万六二七七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月二十六日
掲載頁　六十二頁（号外第二八六号）
令和八年一月二十六日
千葉県柏市東上町二―二八第一水戸屋ビル三Ｆ
株式会社Ｈｅｌｔｅ
代表取締役　後藤　学

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百九十万円、資本準備金の額を二千百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十月二十四日
掲載頁　一一八頁（号外第二三七号）
令和八年一月二十六日
東京都目黒区三田一丁目四番三―三〇五号
蟹江アセットマネジメント株式会社
代表取締役　蟹江　睦久

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千六百万円、資本準備金の額を二億六百万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十六日
東京都千代田区神田神保町二丁目三八番一号
ＭＫホールディングス株式会社
代表取締役　矢作　真美

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千四百九十九万六千二百五十円、資本準備金の額を一億七千四百九十九万六千二百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三十日
掲載頁　一一〇頁（号外第一七四号）
令和八年一月二十六日
東京都港区三田三丁目五番二七号
株式会社トレードワルツ
代表取締役　佐藤　高廣

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金九億八千百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十二月二十二日
掲載頁　九十三頁（号外第二七九号）
令和八年一月二十六日
東京都港区三田二丁目二番一八号
平和産業株式会社
代表取締役　八尾　泰弘

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億三十八万五千四百八十九円、資本準備金の額を二億六千五百十三万七千五百三円減少し、それぞれ九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月二十二日
掲載頁　九十三頁（号外第二七九号）
令和八年一月二十六日
東京都港区三田二丁目二番一八号
平和産業株式会社
代表取締役　八尾　泰弘

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二千七十一万円減少し、資本準備金の額を三億二千七十一万円減少し、それぞれ五千万円、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三十日
掲載頁　一一〇頁（号外第一七四号）
令和八年一月二十六日
東京都港区三田三丁目五番二七号
株式会社トレードワルツ
代表取締役　佐藤　高廣

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金九億四千九百万円、資本準備金の額を金九億八千百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十二月二十二日
掲載頁　九十三頁（号外第二七九号）
令和八年一月二十六日
東京都港区三田二丁目二番一八号
平和産業株式会社
代表取締役　八尾　泰弘

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億三十八万五千四百八十九円、資本準備金の額を二億六千五百十三万七千五百三円減少し、それぞれ九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月二十二日
掲載頁　九十三頁（号外第二七九号）
令和八年一月二十六日
東京都港区三田二丁目二番一八号
平和産業株式会社
代表取締役　八尾　泰弘

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年二月二十八日午前零時を効力発生日とする株式会社エコ・プロとの株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月九日
掲載頁　九十三頁（号外第二六九号）
令和八年一月二十六日
香川県丸亀市天満町二丁目一番一一号
株式会社ウチダホールディングス
代表取締役　内田　浩二

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億一千五百六十六万八千五十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　一五六頁（号外第一四四号）
令和八年一月二十六日
福岡市博多区堅粕二丁目二二番二号
ＪＲ九州バス株式会社
代表取締役　野田　和成

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を一億六千六百四十九万八千八百三十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月二十九日
掲載頁　二頁
令和八年一月二十六日
群馬県高崎市飯塚町一七三三番地の一
株式会社ＯＳＡＪＩ
代表取締役　茂田　正和

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億一六七三万五四六七円、資本準備金の額を一億八六五三万六二七七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月二十六日
掲載頁　六十二頁（号外第二八六号）
令和八年一月二十六日
千葉県柏市東上町二―二八第一水戸屋ビル三Ｆ
株式会社Ｈｅｌｔｅ
代表取締役　後藤　学

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百九十万円、資本準備金の額を二千百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十月二十四日
掲載頁　一一八頁（号外第二三七号）
令和八年一月二十六日
東京都目黒区三田一丁目四番三―三〇五号
蟹江アセットマネジメント株式会社
代表取締役　蟹江　睦久

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千六百万円、資本準備金の額を二億六百万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十六日
東京都千代田区神田神保町二丁目三八番一号
ＭＫホールディングス株式会社
代表取締役　矢作　真美

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千四百九十九万六千二百五十円、資本準備金の額を一億七千四百九十九万六千二百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三十日
掲載頁　一一〇頁（号外第一七四号）
令和八年一月二十六日
東京都港区三田三丁目五番二七号
株式会社トレードワルツ
代表取締役　佐藤　高廣

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金九億四千九百万円、資本準備

合併につき株券等提出公告

当社は、古河電池販売株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年四月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十六日

新潟県新潟市中央区山二ツ一丁目二番一〇号

新潟古河バッテリー株式会社

代表取締役　平澤　令晴

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である田村洋一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年一月二十六日

東京都中野区大和町三丁目四一番一八号

メタノイア・リミテッド

日本における代表者　田村　洋一

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資十三万七千二百六十口のうち七千七百九十四口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年二月二十七日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十六日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯ

Ｊ税理士法人内

Ｄｒａｇｏｎ3特定目的会社

取締役　出澤　貴人

債権申出の公告（第二回）

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日

埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二

フォルシアクラリオン・エレクトロニクス株式会社

確定給付企業年金清算人　中島　英之

債権申出の公告（第二回）

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日

埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二

クラリオンライフサイクルソリューションズ株式会社

確定給付企業年金清算人　中島　英之

債権申出の公告（第二回）

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日

埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二

ＦＳＶＡＰＪａｐａｎ株式会社

確定給付企業年金清算人　中島　英之

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千五百三十六万円減少し、九千七百六十七万円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年二月二十七日であり、社員総会の決議は、令和八年一月二十三日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和八年一月十六日付官報の号外第九号八十七頁に掲載されています。

令和八年一月二十六日

東京都千代田区飯田橋四丁目七番一号結和税理士法人内

厚木森の里特定目的会社

取締役　中津　正憲

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十一億二千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-kokoku.jp/14417/14417.html

令和八年一月二十六日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

ジー・エイ・ワン・レジデンス・シックス特定目的会社

取締役　福永　隆明

令和八年一月二十六日

埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二

クラリオンライフサイクルソリューションズ株式会社

確定給付企業年金清算人　中島　英之

債権申出の公告（第二回）

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十六日

埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二

ＦＳＶＡＰＪａｐａｎ株式会社

確定給付企業年金清算人　中島　英之

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表は令和七年八月二十六日の官報号外第百九十二号五十二頁掲載のとおりです。

令和八年一月二十六日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

ＹＦ　ＪＲＥ　Ｂ特定目的会社

取締役　鄭　武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年六月十三日付官報の号外第一三一号一一八頁に掲載されています。

令和八年一月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

山王プロパティー特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億八千九百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月八日

掲載頁　五十九頁（号外第二二五号）

令和八年一月二十六日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯ

Ｊ税理士法人内

Ｄｒａｇｏｎ3特定目的会社

取締役　出澤　貴人

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年十一月二十七日関東地方整備局告示第二百三十九号（都市計画に関する件）（原稿誤り）				
四	上	一五（終りから）	立川都市計画道路	立川都市計画道路事業